

# 経済調査 レポート

## 子ども手当見直しによる家計への影響～高所得者層の可処分所得は大幅減少に

経済調査部門 研究員 桑島 滋 (くわはた しげる)  
(03)3512-1838 kuwahata@nli-research.co.jp

### [要旨]

- ・ 民主・自民・公明 3 党は、子ども手当を見直し 2012 年度以降は児童手当を改正した新たな制度（以下、新児童手当）へ移行する方針を固めた。本稿では新児童手当導入が家計に及ぼす影響について整理することに加え、今後焦点となる高所得者層への負担軽減策の行方についても考えてみたい。
- ・ 一連の改正が、家計に与える影響についてモデル世帯を用い検証する。モデルの対象となる世帯は、被用者・専業主婦世帯（妻、子ども 2 人）を対象とし、子どもの年齢によりケース 1（1 歳、4 歳）、ケース 2（10 歳、13 歳）の 2 パターンに分け検証する。
- ・ ケース 1 については、新児童手当支給世帯と不支給世帯ともに一連の改正を受けて 2011 年から 13 年にかけて可処分所得が減少するものの、減少幅では大きく異なり、不支給世帯では可処分所得が▲37.8 万円の大幅減少となることが確認できる。
- ・ ケース 2 については概ねケース 1 同様の傾向がうかがえるが、新児童手当支給世帯の 2011 年から 13 年にかけての可処分所得減少幅がケース 1 と比べ、▲6 万円程度拡大していることが確認できる。これは特別措置法に基づく子ども手当、及び新児童手当の月ごとの支給額がケース 1 に比べ、▲5000 円少ないことが理由である。
- ・ 2013 年の可処分所得と子ども手当実施前の 2009 年の可処分所得を比較すると、ケース 1、2 ともに低所得者層で可処分所得が増加する一方、高所得者層では大幅減少となることが確認できた。これは年少扶養控除廃止に伴う所得税、住民税の負担の増加分がそのまま可処分所得を押し下げているためである。
- ・ 高所得者層に対する負担軽減策として①年少扶養控除復活、②一定額の支給という二つの方法が考えられるが、①年少扶養控除復活は、税制抜本改革の流れに水を差すこともなりかねないことから、現実的には②一定額の支給が採用される可能性が高い。ただし、この場合でも支給額次第では、新たな財源問題が生じかねず、政府は非常に難しい対応を迫られることとなるだろう。

はじめに

民主・自民・公明3党は、8月4日、「子どもに対する手当の制度のあり方について」を公表し、子ども手当見直しを行い、2012年度以降は児童手当法を改正した新たな制度（以下、本稿では新児童手当と称する）へ移行する方針を固めた。ただし、新児童手当は、所得制限<sup>1</sup>（年収960万円程度 夫婦と児童2人世帯）が設けられる見込みであることから、導入されることになれば高所得者層を中心に可処分所得が大幅減少となることが懸念される。本稿では、子ども手当見直しに伴う新児童手当の導入が家計の可処分所得に及ぼす影響について整理することに加え、今後焦点となる高所得者への負担軽減策の行方についても考えてみたい。

## 1. 子ども手当見直しが家計に及ぼす影響

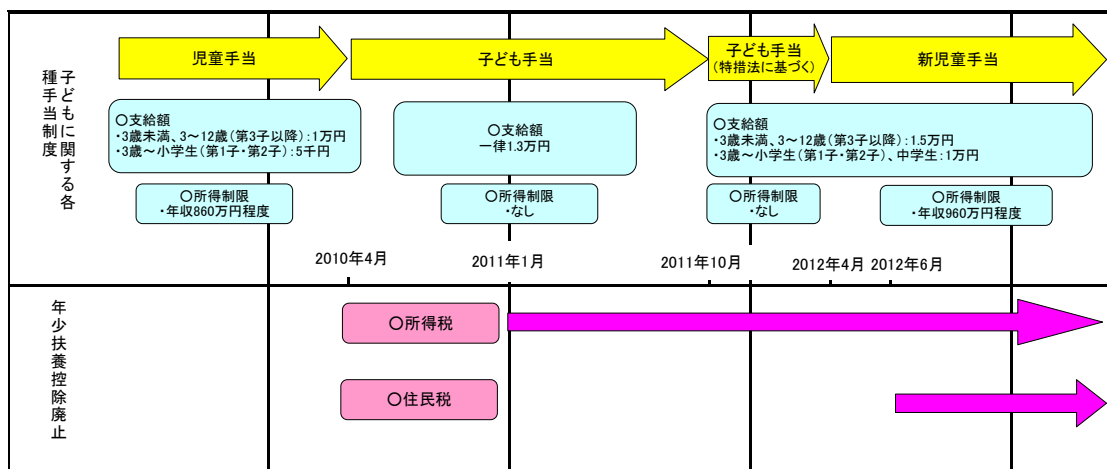
（子ども手当見直しの概要）

民主・自民・公明3党は、8月4日、「子どもに対する手当の制度のあり方について」を公表し、2009年衆院選の目玉政策であった子ども手当を見直し、2012年度以降は新児童手当へ移行する方針を固めた。また、3月末に成立した子ども手当つなぎ法が9月末に切れることから2012年度までの移行措置として10月から2012年3月にかけて、「2011年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案」に基づき支給することとした（図1）。

2012年4月以降新たに導入される新児童手当を現行実施されている子ども手当と比較すると、支給額、所得制限の有無の2点で大きく異なることが確認できる。支給額については3歳未満で子ども手当と比べ月額2千円の増額（1.3万円から1.5万円）となる一方、3歳以上では3千円の減額（1.3万円から1万円）となる。また、新児童手当導入に際し、子ども手当にはなかった所得制限（年収960万円程度）が導入される見込みとなっている。

一方、子ども手当導入に伴い2010年度税制改正で年少扶養控除が廃止されたことを受けて、所得税、住民税負担が増加することから2012年以降は高所得者層を中心に可処分所得が大幅減少となることが懸念されている。

図1 児童手当、及び子ども手当を巡る動き（時系列表）



（資料）政府公表資料等を基に筆者作成

<sup>1</sup> 所得制限については、被用者か非被用者であるか、または扶養親族の数により所得制限の対象となる年収は異なる。

### (検証の前提)

子ども手当廃止に伴う新児童手当の導入は、家計に実際にどのような影響を与えるのだろうか。モデル世帯を用いて検証することとする。モデル世帯については、今回の改正により影響を受けると考えられる被用者・専業主婦世帯（公務員を除く、妻・子ども2人）を想定し、その上で子どもの年齢により、①3歳未満の子どもがいる世帯（1歳、4歳）、②中学生の子どもがいる世帯（13歳、10歳）の2パターンに分け検証した。また、検証にあたっては現金ベースを採用し、2つのパターンそれぞれについて、新児童手当支給世帯、不支給世帯（所得制限の対象世帯）ごとの可処分所得に与える影響について検証している。なお、可処分所得に与える影響としては、子ども手当見直しに伴う新児童手当導入、及び年少扶養控除廃止に伴う所得税、住民税の増加のみを対象としており、社会保険料の増加等その他の影響は加味していない。

### (3歳未満の子どもがいる世帯（1歳、4歳）に与える影響)

はじめにケース1の3歳未満の子どもがいる世帯への影響についてみると、新児童手当支給世帯と不支給世帯ともに今回の改正を受けて、2011年から13年にかけて可処分所得が減少するものの、減少幅では大きく異なることが確認できる（図2）。新児童手当支給世帯では、2011年から13年にかけての減少額が▲7.8万円にとどまる一方、不支給世帯では、▲37.8万円の大幅減少となり、金額にして30万円もの差が生じている。また、この差は2012年から13年にかけて20万円と特に大きくなっており、これは新児童手当支給世帯の可処分所得減少幅が住民税増分の▲2.8万円にとどまる一方、新児童手当不支給世帯では、2012年に支給された特別措置法に基づく子ども手当15万円と新児童手当5万円<sup>2</sup>の反動が表れた結果、▲22.8万円と可処分所得が大きく減少することが理由である。

図2 子ども手当見直しが家計に与える影響（ケース1）

	2011	2012	2013
子ども手当	31.2	0	0
子ども手当(特措法に基づく)	0	15	0
<b>新児童手当</b>	<b>0</b>	<b>15</b>	<b>30</b>
計	31.2	30	30
増減	-	▲ 1.2	0
住民税増	-	▲ 3.8	▲ 2.8
<b>可処分所得の増減</b>	<b>-</b>	<b>▲ 5.0</b>	<b>▲ 2.8</b>

	2011	2012	2013
<b>新児童手当</b>	<b>0</b>	<b>5</b>	<b>0</b>
計	31.2	20	0
増減	-	▲ 11.2	▲ 20
<b>可処分所得の増減</b>	<b>-</b>	<b>▲ 15.0</b>	<b>▲ 22.8</b>

(資料)民主党「半年間の特別措置法案の骨子」、  
「子どもに対する手当の制度のあり方について」

(注意)増減は暦年、現金ベース

<sup>2</sup> 新児童手当に所得制限が導入されるのは、2012年10月支給（6月分～9月分）以降であり、2012年6月に支給される4月、5月分については所得制限の対象とならない。

(中学生の子どもがいる世帯(13歳、10歳)に与える影響)

次にケース2の中学生の子どもがいる世帯への影響についてみると、新児童手当支給世帯、不支給世帯ともに可処分所得が減少し、減少幅では新児童手当支給世帯と不支給世帯で大きく異なるなど、ケース1同様の傾向が見られる(図3)。

ただし、ケース1と比べると、新児童手当支給世帯の2011年から13年にかけての可処分所得減少幅が▲6万円程度拡大していることが確認できる。これは3歳未満の子どもがいるケース1と比べ、特別措置法に基づく子ども手当、及び新児童手当の月ごとの支給額が▲5000円少ないことが理由である(図1)。

また、特別措置法に基づく子ども手当、及び新児童手当の月ごとの支給額がケース1と比べ、少ないことから、新児童手当不支給世帯では2011年から12年にかけての可処分所得の減少幅が▲4万円拡大する一方、2012年から13年にかけては4万円縮小している。

図3 子ども手当見直しが家計に与える影響(ケース2)

	2011	2012	2013
子ども手当	31.2	0	0
子ども手当(特措法に基づく)	0	12	0
<b>新児童手当</b>	<b>0</b>	<b>12</b>	<b>24</b>
計	31.2	24	24
増減	-	▲7.2	0
住民税増	-	▲3.8	▲2.8
<b>可処分所得の増減</b>	<b>-</b>	<b>▲11.0</b>	<b>▲2.8</b>

	2011	2012	2013
<b>新児童手当</b>	<b>0</b>	<b>4</b>	<b>0</b>
計	31.2	16	0
増減	-	▲15.2	▲16
<b>可処分所得の増減</b>	<b>-</b>	<b>▲19.0</b>	<b>▲18.8</b>

(資料)民主党「半年間の特別措置法案の骨子」、  
「子どもに対する手当の制度のあり方について」

(注意)増減は暦年、現金ベース

## 2. 高所得者層に対する負担軽減策の行方

(2009年の可処分所得との比較)

これまで子ども手当廃止に伴う新児童手当の導入が2012年、13年の家計の可処分所得に与える影響について見てきたが、結果、所得制限(960万円程度)が設けられることを主因として、新児童手当不支給世帯となる高所得者層で可処分所得が大幅減少となることが確認できた。前述の「子どもに対する手当の制度のあり方について」の中では、所得制限の対象となる世帯について、税制上、財政上の措置を検討し対応することとしているが、現時点で具体的な措置については示せていない。そこで以下では今後の焦点となる高所得者層に対する負担軽減措置の行方について考えてみ

たい。

負担軽減策を考える前提として、まず、2013年の各年収層における可処分所得が子ども手当実施前の2009年からどのように変化しているか確認してみたい。

ケース1、2それぞれについて、年収300万円から1800万円までの世帯を対象に、年収1200万円までを100万円刻み、それ以上を300万円刻みの12区分に分け、2009年から13年までの各年収層の可処分所得の増減について検証する。

2013年と2009年の可処分所得を比較すると、両ケースともに2013年では2009年と比べ、概ね低所得者層で可処分所得がやや増加する一方、年収1000万円以上の高所得者層で可処分所得が大幅減少となることを見て取れる。また、年収900万円層では、両ケースともに可処分所得が増加しており、全体の流れからやや歪な動きとなっていることも確認できる(図4)。

図4 子どもに対する各種手当制度がもたらす可処分所得変動の推移

ケース1					(前年比、万円)
年収	2010年	2011年	2012年	2013年	対2009年比
300	6.6	2.8	▲ 5.1	▲ 2.8	1.6
400	6.6	2.8	▲ 5.1	▲ 2.8	1.6
500	6.6	2.2	▲ 5.1	▲ 2.8	1.1
600	6.6	▲ 1.0	▲ 5.1	▲ 2.8	▲ 2.2
700	6.6	▲ 2.6	▲ 5.1	▲ 2.8	▲ 3.8
800	6.6	▲ 8.6	▲ 5.1	▲ 2.8	▲ 9.8
900	15.6	0.4	▲ 5.1	▲ 2.8	8.2
1,000	15.6	0.4	▲ 15.1	▲ 22.8	▲ 21.8
1,100	15.6	0.4	▲ 15.1	▲ 22.8	▲ 21.8
1,200	15.6	▲ 1.6	▲ 15.1	▲ 22.8	▲ 23.8
1,500	15.6	▲ 9.5	▲ 15.1	▲ 22.8	▲ 31.6
1,800	15.6	▲ 9.5	▲ 15.1	▲ 22.8	▲ 31.6

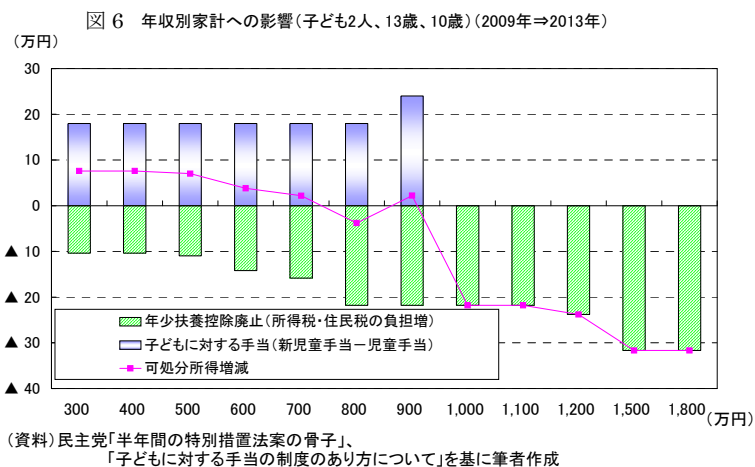
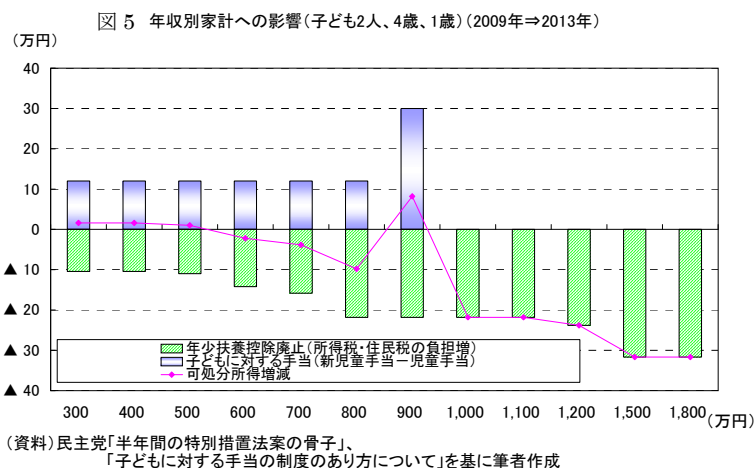
ケース2					(前年比、万円)
年収	2010年	2011年	2012年	2013年	対2009年比
300	12.6	8.8	▲ 11.1	▲ 2.8	7.6
400	12.6	8.8	▲ 11.1	▲ 2.8	7.6
500	12.6	8.3	▲ 11.1	▲ 2.8	7.1
600	12.6	5.0	▲ 11.1	▲ 2.8	3.8
700	12.6	3.5	▲ 11.1	▲ 2.8	2.3
800	12.6	▲ 2.6	▲ 11.1	▲ 2.8	▲ 3.8
900	15.6	0.4	▲ 11.1	▲ 2.8	2.2
1,000	15.6	0.4	▲ 19.1	▲ 18.8	▲ 21.8
1,100	15.6	0.4	▲ 19.1	▲ 18.8	▲ 21.8
1,200	15.6	▲ 1.5	▲ 19.1	▲ 18.8	▲ 23.8
1,500	15.6	▲ 9.5	▲ 19.1	▲ 18.8	▲ 31.6
1,800	15.6	▲ 9.5	▲ 19.1	▲ 18.8	▲ 31.6

(資料)厚生労働省HP、政府公表資料を基に筆者作成

(備考)社会保険料や、2009年に支給された定額給付金の影響等については加味していない。

可処分所得の変動が上記のような結果となる理由は、2009年から2013年にかけての可処分所得の変動を要因別にみると理解しやすい。図5、6はケース1、及びケース2について、2009年から2013年にかけての可処分所得の変動を要因分解したものであるが、これを見ると2009年から2013

年にかけての可処分所得の変動は子ども手当の影響が剥落し、子どもに対する手当要因（新児童手当－児童手当）と年少扶養控除廃止要因（所得税、住民税の増加）の2つに分けて捉えることができる。年収900万円以下の層では、押し上げ要因である子どもに対する手当要因と押し下げ要因である年少扶養控除廃止要因の大小により決まり、年収1000万円以上の層では年少扶養控除廃止要因のみにより決まることが分かる。



つまり、年収1000万円を越える高所得者層で可処分所得が大幅減収となる理由は可処分所得の押し上げ要因が存在せず、年少扶養控除廃止に伴う所得税、住民税負担の増加分がそのまま可処分所得を押し下げているためであることが分かる。加えて、所得税は累進課税であるため、限界税率が高い高所得者層ほど負担額は増大していく。また、年収900万円層の可処分所得が全体と比べて歪な動きを示している理由は、所得制限の対象が児童手当(860万円程度)と新児童手当(年収960万円程度)で異なる結果、新児童手当がそのまま可処分所得の押し上げ要因として寄与していることが理由である。



(高所得者層に対する負担軽減策の行方)

今後、焦点となる高所得者層への負担軽減措置としては、基本的には①高所得者層の年少扶養控除を復活させる方法、②高所得者層に一定額を支給する方法の 2 通りが考えられるが、上記試算結果からも明らかなように高所得者層の可処分所得が大幅減少となる理由は、年少扶養控除廃止に伴う所得税、住民税の負担が増加するためである。年少扶養控除は子ども手当の導入と相俟って廃止された経緯があることから、子ども手当が廃止され、新児童手当に所得制限が導入されるのであれば、①の高所得者層の年少扶養控除を復活させ、高所得者層の可処分所得を 2009 年度の水準に戻すべきであるという主張は分かりやすく、国民の納得感が得られやすい。

ただし、その一方で高所得者層に対する年少扶養控除を復活させることは、個人所得課税において各種所得控除の見直しや税率構造の改革を行い、格差是正や所得再分配機能の回復を図っていくという税制抜本改革の流れに水を差すことにもなりかねないことから、政府として受け入れることは困難であろう。

したがって現実的には、②の高所得者層に一定額を支給する方法が採用される可能性が高いものと考えられる。ただし、その場合においても税制が一層複雑で分かりにくくなることに加え、支給額次第では新たな財源問題が生じる懸念があるなど課題は山積しており、負担軽減措置の具体化において政府は難しい決断を迫られることとなろう。

---

(お願い) 本誌記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と安全性を保証するものではありません。また、本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものでもありません。